

改正

平成26年 9 月18日26世地整第208号

平成27年 3 月31日26世地整第439号

平成27年 9 月30日27世地整第168号

平成28年 3 月31日27世地整第365号

平成28年10月12日28世防街第370号

平成29年 3 月30日28世防街第756号

平成29年 9 月 6 日29世防街第270号

平成30年 2 月 6 日29世防街第581号

平成31年 1 月11日30世防街第512号

平成31年 2 月 7 日30世防街第546号

令和 2 年12月11日 2 世防街第458号

令和 3 年 3 月31日 2 世防街第685号

令和 4 年 3 月31日 3 世防街第1051号

令和 8 年 3 月31日 7 世防街第366号

世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、災害に強い街づくりを推進するため、不燃化推進特定整備地区（東京都不燃化推進特定整備地区制度要綱（平成25年 3 月29日決定24都市整防第598号）第 2 条第 1 号に規定する不燃化推進特定整備地区をいう。以下「不燃化特区」という。）として指定された区域内において老朽建築物の建替え等を行う者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、世田谷区補助金交付規則（昭和57年 5 月世田谷区規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例によるほか、次項に定めるところによる。

2 この要綱において「建て替え後の建築物」とは、次に掲げる建築物の用途を有しない建築物をいう。

- (1) 共同住宅又は長屋（2以上の住戸を有する1の建築物であって、隣接する住戸又は重なり合う住戸間において、内部での行き来をすることができない完全に分離された構造を有するもののうち、廊下、階段等の共用部分を有しないものをいう。）で住戸の戸数が5以上のもの
- (2) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成13年12月世田谷区条例第68号）第3条第1項第4号に掲げるもの
- (3) 寄宿舍
- (4) 下宿営業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第5項の下宿営業をいう。）の用に供する施設

3 この要綱において「耐火建築物等」とは、建築基準法53条第3項第1号イに規定する耐火建築物等及び建築基準法53条第3項第1号ロに規定する準耐火建築物等をいう。

（助成対象期間）

第2条の2 助成金の交付の対象となる期間（次項において「助成対象期間」という。）は、令和13年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区が行う定期的な調査により不燃化特区の指定を受けた別表第1に掲げる地区内の不燃領域率が70パーセントを超えたと区長が認めるときは、当該地区における建築物等に係る助成対象期間は、当該年度の末日をもって満了するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、不燃領域率70パーセントを超えたと区長が認める以前に、第14条第2項の規定による認定を受けたものに関しては、助成金の交付の対象とするものとする。

（助成金の区分）

第3条 助成金は、これを建替え助成金、老朽建築物除却助成金及び土地管理用仮設物設置助成金に区分する。

（建替え助成金）

第4条 建替え助成金は、不燃化特区の指定を受けた別表第1に掲げる地区内に存する第5条に定める老朽建築物を第6条に定める要件を満たす建て替え後の建築物に建て替える者に交付する。

（老朽建築物の要件）

第5条 前条の老朽建築物とは、木造又は軽量鉄骨造として登記簿等に記録された建築物であって、建築後の経過年数が当該建築物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数をいう。）の3分の2に達しているもので、耐火建築物等（平成4年法律第82号による改正前の建築基準法第2条第9号の3に規定する簡易耐火建築物を含む。）以外のものをいう。

(建替え助成金の対象となる建て替え後の建築物の要件)

第6条 第4条の建て替え後の建築物の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法令等に適合した建築物であること。
- (2) 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）に基づく地区街づくり計画に適合した建築物であること。
- (3) 耐火建築物等であること。
- (4) 建築物の形状、外壁等の色彩が周辺の環境に配慮されたものであること。
- (5) 建て替え後の建築物の住戸は、住戸専用面積が25平方メートル以上であること。
- (6) 前条の老朽建築物の建築敷地において敷地分割を伴わないこと。
- (7) 建築基準法第85条に規定する仮設建築物でないこと。
- (8) 建築基準法第2条第13号に規定する建築（増築及び移転を除く。）による建築物であること。

(建て替え後の建築物の所有者)

第7条 建て替え後の建築物の所有者は、第4条の老朽建築物の所有者と同一人であることを要するものとする。ただし、建て替え後の建築物の所有者が、同条の老朽建築物の所有者の親族である場合は、建て替え後の建築物の所有者と当該老朽建築物の所有者は同一人であるものとみなし、建築物の除却に関する土地・建物所有者の承諾書を提出させるものとする。

2 第4条の老朽建築物の所有者が法人である場合において、建て替え後の建築物の所有者が当該法人と合併した法人であるときは、当該老朽建築物の所有者と建て替え後の建築物の所有者は同一人であるものとみなす。

(建替え助成金を交付しない場合)

第8条 前4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、建替え助成金を交付しないものとする。

- (1) 第4条の老朽建築物が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に定める都市計画施設区域内に存する場合
- (2) 第4条の老朽建築物の所有者又は建て替え後の建築物の所有者が建替え助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっている場合
- (3) 第4条の老朽建築物の所有者又は建て替え後の建築物の所有者が宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）である場合において、販売する目的で当該老朽建築物を所有し、建て替え、又は建て

替え後の建築物を所有するとき。

(4) 第4条の老朽建築物の敷地に係る後退用地（世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（平成9年3月世田谷区条例第34号）以下「狭あい条例」という。）第2条第4号に規定する後退用地をいう。以下同じ。）及び隅切り用地（狭あい条例第2条第5号に規定する隅切り用地をいう。以下同じ。）を一般交通の用に供しない場合（当該後退用地及び隅切り用地の一部又は全部に隣地を所有する者と共有する門又は塀、その他区長が特に認めるものがある場合を除く。）

(5) 第22条に規定する交付申請書が令和13年2月末日までに提出されない場合

(6) 第2条の2第2項の規定により助成対象期間が満了する場合であって、第22条に規定する交付申請書が助成対象期間の満了する当該年度の2月末日までに提出されないとき

（建替え助成金の交付額）

第9条 建替え助成金の交付額は、別表第2に定める除却費に相当する額及び建築設計費に相当する額の合計額（建替え助成金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、当該合計額から消費税相当額を控除した額）とする。

2 前項の交付額は、第4条の老朽建築物を2棟以上の建築物に建て替える場合であっても増額しないものとする。

3 建替え助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（老朽建築物除却助成金）

第10条 老朽建築物除却助成金は、不燃化特区の指定を受けた別表第1に掲げる地区内に指定日時点において既に存する老朽建築物を除却する者に交付する。ただし、当該老朽建築物の一部のみを除却する場合を除く。

2 前項の老朽建築物は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項に規定する延焼防止上危険である建築物として国土交通省令で定める基準に該当するものであって、木造として登記簿等に記録されている建築物

(2) 木造又は軽量鉄骨造として登記簿等に記録された建築物（建築後の経過年数が当該建築物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数をいう。）の3分の2に達しているもので、耐火建築物等（平成4年法律第82号による改正前の建築基準法第2条第9号の3に規定する簡易耐火建築物を含む。）以外のものに限る。）

(3) 適正な管理がなされていない建築物であって、区が行った調査により延焼防止上危険であ

ると認められた、木造又は軽量鉄骨造として登記簿等に記録されている建築物

(4) 区長が除却が必要であると特に認めた建築物

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、老朽建築物除却助成金を交付しないものとする。

(1) 老朽建築物を除却する者が老朽建築物除却助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっている場合

(2) 老朽建築物の敷地に係る後退用地及び隅切り用地を一般交通の用に供しない場合（当該後退用地及び隅切り用地の一部又は全部に隣地を所有する者と共有する門又は塀、擁壁その他区長が特に認めるものがある場合を除く。）

(3) 第22条に規定する交付申請書が令和13年2月末日までに提出されない場合

(4) 第2条の2第2項の規定により助成対象期間が満了する場合であって、第22条に規定する交付申請書が助成対象期間の満了する当該年度の2月末日までに提出されないとき

(老朽建築物除却助成金の交付額)

第11条 老朽建築物除却助成金の交付額は、別表第2に定める除却費に相当する額（老朽建築物除却助成金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、当該額から消費税相当額を控除した額）とする。

2 老朽建築物除却助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(土地管理用仮設物設置助成金)

第12条 土地管理用仮設物設置助成金は、老朽建築物除却助成金の交付決定に係る土地又は第10条第2項の要件に該当する老朽建築物を除却した後の土地の権利者（土地の所有権、賃借権又は地上権を有する者をいう。以下この条において「土地の権利者」という。）であって、これらの土地に、土地を適正に管理するための柵等を設置する者に交付する。

2 土地管理用仮設物設置助成金の交付の対象となる土地は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 老朽建築物を除却した後の土地を、土地の権利者が管理することについて区が認定したこと。

(2) 老朽建築物を除却した後の土地が、延焼防止上有効な更地と認められること。

(3) 老朽建築物を除却した後の土地を用いて当該土地の権利者が収益を得ていないこと。

(4) 老朽建築物を除却した後の土地が、管理放棄されていないこと。

(5) 老朽建築物を除却した後の土地が、不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱（平成25年6月26日25主税税第124号局長決定）第2に定

める要件を満たすものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、土地管理用仮設物設置助成金を交付しないものとする。

- (1) 柵等を設置する者が土地管理用仮設物設置助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっている場合
- (2) 宅地建物取引業者が販売する目的で管理する土地に柵等を設置する場合
- (3) 世田谷区狭あい道路拡幅整備条例第2条第4号に規定する後退用地内及び同条第5号に規定する隅切り用地内に柵等を設置する場合
- (4) 法令等に適合しない場合
- (5) 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）に基づく地区街づくり計画に適合しない場合
- (6) 第22条に規定する交付申請書が令和13年2月末日までに提出されない場合
- (7) 第2条の2第2項の規定により助成対象期間が満了する場合であって、第22条に規定する交付申請書が助成対象期間の満了する当該年度の2月末日までに提出されないとき
(土地管理用仮設物設置助成金の交付額)

第13条 土地管理用仮設物設置助成金の交付額は、別表第3に定める額に相当する額（土地管理用仮設物設置助成金の交付を受けようとする者が法人である場合にあっては、当該額から消費税相当額を控除した額）とする。

2 土地管理用仮設物設置助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(認定申請)

第14条 区長は、助成金の交付を受けようとする者に別に指定する書類を添付した世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を次の各号に掲げる助成金の区分に応じて当該各号に定める日の15日（世田谷区の休日に関する条例（平成元年3月世田谷区条例第1号）第1条第1項に規定する休日を除く。）前までに提出させるものとする。

- (1) 建替え助成金 第4条の老朽建築物を除却し、建て替え後の建築物に建て替える工事（以下「建替え工事」という。）の着手予定日
- (2) 老朽建築物除却助成金 第10条第1項の老朽建築物を除却する工事（以下「除却工事」という。）の着手予定日
- (3) 土地管理用仮設物設置助成金 第12条第1項の柵等を設置する工事（以下「柵等の設置工事」という。）の着手予定日

2 区長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、及び必要に応じて現地調査をし、当該申請に係る老朽建築物が第5条若しくは第10条第2項に定める要件を満たし、及び建て替え後の建築物が第6条に定める要件を満たし、又は柵等及び当該柵等を設置する土地が第12条第1項及び第2項に定める要件を満たすと認定したときは、世田谷区不燃化推進特定整備事業認定通知書（第2号様式）を、これらの要件を満たさないと認定したときは、世田谷区不燃化推進特定整備事業不認定通知書（第3号様式）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

3 前項の規定による認定には条件を付することができるものとする。

4 区長は、次に掲げる場合は、第2項の規定による認定をしないものとする。

(1) 第4条の老朽建築物を除却する工事及び第10条第1項の老朽建築物を除却する工事を第2項の規定による認定をする前に行ったとき。

(2) 第2項の規定による認定が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

（変更等の承認申請）

第15条 区長は、前条第2項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定者に世田谷区不燃化推進特定整備事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 建替え工事又は除却工事（以下「建替え工事等」という。）の内容を変更しようとするとき。

(2) 建替え工事等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 設置しようとする柵等を変更しようとするとき。

(4) 柵等の設置工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る建替え工事等の変更、中止若しくは廃止又は当該申請に係る柵等の設置工事の変更、中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区不燃化推進特定整備事業変更・中止・廃止承認書（第5号様式）により認定者に通知するものとする。

（中間検査等）

第16条 区長は、建替え工事等の完了前においても必要に応じて建替え工事等を検査し、又は当該建替え工事等の進捗状況を認定者に報告させるものとする。柵等の設置工事についても同様とす

る。

(事故報告)

第17条 区長は、建替え工事等若しくは柵等の設置工事が予定の期間内に完了しない場合又は完了が困難となった場合は、認定者にその状況を世田谷区不燃化推進特定整備事業事故報告書（第6号様式）により速やかに報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、認定者に対して書面により適切な指示をしなければならない。

(遂行命令等)

第18条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、認定者が提出する報告等により、建て替え後の建築物が第6条に定める要件を満たさない建築物であると認めるとき、又は認定者が設置しようとする柵等及び当該柵等を設置しようとする土地が第12条第1項及び第2項に定める要件を満たさないものであると認めるときは、当該認定者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業遂行命令通知書（第7号様式）により当該建替え工事又は柵等の設置工事は是正を命じるものとする。

2 区長は、認定者が前項の規定による命令に違反したときは、当該認定者に対して世田谷区不燃化推進特定整備事業停止命令通知書（第8号様式）により当該建替え工事又は柵等の設置工事は一時停止を命ずるものとする。

第19条及び第20条 削除

(認定の取消し)

第21条 区長は、認定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第14条第2項の規定による認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 助成金を建替え工事等又は柵等の設置工事以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第14条第2項の規定による認定に付けた条件又は法令等に違反したとき。
- (4) 建替え工事等又は柵等の設置工事に関し、建替え助成金、老朽建築物除却助成金又は土地管理用仮設物設置助成金に類する補助金等の交付決定を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、第14条第2項の規定による認定が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、当該

認定を取り消さなければならない。

- 3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区不燃化推進特定整備事業認定取消通知書（第12号様式）により当該認定者に速やかに通知しなければならない。

（助成金の交付申請等）

第22条 区長は、認定者に対して建替え工事等又は柵等の設置工事が完了したときは、速やかに世田谷区不燃化推進特定整備事業完了報告兼助成金交付申請書（第13号様式。以下「交付申請書」という。）に別に指定する書類を添えて、提出させなければならない。

- 2 区長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査及び建替え工事が第6条に定める要件を満たすものであること、除却工事が適正に完了していること又は柵等の設置工事が適正に完了していることを調査しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による審査又は調査の結果、建替え工事が第6条に定める要件を満たすものでないこと、除却工事が適正に完了していないこと又は柵等の設置工事が適正に完了していないことを認めるときは、認定者に対して、必要な処置をとることを命じることができる。
- 4 区長は、前2項の規定による審査及び調査等の結果、建替え工事が第6条に定める要件を満たすものであると認めるとき、除却工事が適正に完了したと認めるとき又は柵等の設置工事が適正に完了したと認めるときは、助成金交付の可否及び助成金の額の決定を行うものとする。
- 5 区長は、前項により交付を決定したときは、世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付決定通知書（第14号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、交付を行わない決定をしたときは、世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金不交付決定通知書（第14号の2様式）により、当該交付申請書を提出した認定者に通知するものとする。

- 6 前項の規定による決定には条件を付すことができるものとする。

- 7 区長は、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付を決定してはならない。

（助成金の交付請求）

第23条 区長は、前条第4項の規定による交付の決定をしたときは、同項の規定による助成金の交付の決定を受けた認定者（以下「助成対象者」という。）に世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付請求書（第15号様式。この条において「請求書」という。）を速やかに提出させるものとする。

- 2 区長は、請求書の提出があったときは、40日以内に当該請求書に係る助成金を支払うものとする。

3 区長は、助成対象者が助成金の受領を建替え工事等又は柵等の設置工事に係る設計者、工事施工者等に委任したときは、当該委任を受けた者に助成金を支払うものとする。

4 区長は、助成対象者が助成金の受領を委任したときは、請求書に委任状を添付して提出させるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第24条 区長は、助成対象者に、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供させてはならない。

(交付決定の取消し)

第25条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 第21条第1項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令等に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、助成金の交付の決定を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区不燃化推進特定整備事業助成金交付決定取消通知書(第16号様式。次条において「取消通知書」という。)により助成対象者に速やかに通知しなければならない。

(助成金の返還)

第26条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、建替え工事等又は柵等の設置工事の当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、助成対象者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第27条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成対象者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセン

トの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第28条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第29条 第27条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（建築物等の適正管理）

第30条 区長は、助成対象者に、助成金の交付の対象となった建て替え後の建築物又は老朽建築物を除却した後の土地及び当該土地に設置した柵等を、常に防災上安全かつ良好な状態に管理させなければならない。

2 区長は、助成対象者に対し、必要に応じて助成対象者に前項の建築物、土地又は柵等の管理状況について報告を求めることができる。

（書類の保存）

第31条 区長は、助成金に関する書類を不燃化特区の指定の期間の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第32条 この要綱の施行について必要な事項は、防災街づくり担当部長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第2条 この要綱（第25条から第31条までの規定を除く。）は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和12年度の予算に係る助成金の交付に関しては、その手続が終了するまでの間、なお効力を有する。

第3条及び第4条 削除

附 則（平成26年9月18日26世地整第208号）

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日26世地整第439号）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、平成27年度以降に事業認定する助成金を算定する場合に適用し、平成26年度以前に事業認定する助成金を算定する場合については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月30日27世地整第168号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日27世地整第365号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月12日28世防街第370号）

この要綱は、平成28年10月15日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28世防街第756号）

（施行期日）

- 1 この要綱中附則に1条を加える改正規定は平成29年4月1日から、第9条第1項、第11条第1項及び第13条第1項並びに次項の規定は平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第9条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、施行日以後に提出される世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（以下「申請書」という。）に係る助成金について適用し、施行日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月6日29世防街第270号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第6条に第5号を加える改正規定は、平成30年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第5条及び第6条第5号の規定は、施行日以後に提出される世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（以下「申請書」という。）に係る助成金について適用し、

施行日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月6日29世防街第581号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月11日30世防街第512号）

この要綱は、平成31年1月12日から施行する。

附 則（平成31年2月7日30世防街第546号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年2月8日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第8条第1項第4号、第10条第3項第2号、第12条第3項第3号、第1号様式及び第9号様式の規定は、平成31年4月1日以後に提出される世田谷区不燃化推進特定整備事業認定申請書（以下「申請書」という。）に係る助成金について適用し、同日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月11日2世防街第458号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第4条、第7条、第1号様式及び第9号様式の規定は、令和2年12月14日以後に提出される申請書に係る助成金について適用し、同日前に提出される申請書に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日2世防街第685号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日3世防街第1051号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、改正前の第1号様式及び第13号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和8年3月31日7世防街第366号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第10条関係）

地区の名称	範囲
太子堂・若林地区	太子堂四丁目、太子堂五丁目及び若林一丁目の全域並びに若林二丁目の一部
区役所周辺地区	梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺一丁目、世田谷四丁目、若林三丁目、若林四丁目及び若林五丁目の全域並びに赤堤一丁目、赤堤二丁目、豪徳寺二丁目、世田谷三丁目、松原六丁目、及び宮坂二丁目の一部
北沢三・四丁目地区	北沢三丁目及び北沢四丁目
北沢五丁目・大原一丁目地区	北沢五丁目及び大原一丁目

別表第 2（第 9 条、第11条関係）

除却費	第 4 条又は第10条第 1 項の老朽建築物及びこれらに附属する工作物の解体及び撤去並びに解体及び撤去後の敷地の整備に要した費用の額とする。ただし、当該老朽建築物の延べ床面積に区長が別に定める単価を乗じて得た額を限度とする。
建築設計費	建て替え後の建築物の設計及び工事監理に要した費用の額（建築物の用途に共同住宅又は長屋を含む場合は、住宅部分に係る床面積を建て替え後の建築物の床面積で除した数値を乗じて得た額）とする。ただし、当該建築物の地上 1 階から 3 階までの床面積（建築物の用途に共同住宅又は長屋を含む場合は、住宅部分に係る床面積）の合計に応じて区長が別に定める額を上限とする。

備考 この表に定める額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 3（第13条関係）

柵等の設置に要した費用（当該柵等の取得に要した費用を除く。）の額とする。ただし、当該柵等の総延長に区長が別に定める単価を乗じて得た額を限度とする。

備考 この表に定める額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。